

平成30年度シート

分担金・ 拠出金名	国際海底機構分担金	種別	分担金	30年度 予算額	94,294千円	総合評価	B
拠出先 国際機関名	国際海底機構（ISA）						
国際機関等 の概要及び 成果目標	<p>（1）設立経緯等・目的：1994年11月の国連海洋法条約発効に伴い設立された。国連海洋法条約が「人類の共同の財産」と規定した深海底（全ての沿岸国の大陸棚の外側にあつて、いずれの国の管轄権も及ばない海底及びその下）の鉱物資源の管理を主たる目的とし、国連海洋法条約及び同条約第11部の実施協定の規定に従つて、深海底における活動を組織し、管理することを任務としている。2018年5月時点での加盟国は167か国及びEU。</p> <p>（2）拠出の概要及び成果目標：本件拠出は、①深海底鉱物資源の探査・開発のための制度に関する国際法規形成及び発展、②深海底活動を行う契約者の管理等に充てられる。これにより、国連海洋法条約に基づく深海底制度の発展及び日本の契約者の長期的かつ安定的な深海底活動の確保を図る。</p>						
1 専門分野 における活 動の成果・影 響力	<ul style="list-style-type: none"> ・国連海洋法条約に基づき、深海底鉱物資源の探査・開発のための制度を設けることがISAの主な任務であり、2015年2月以降、探査の次の段階である開発のための規則の2020年までの策定が最重要課題として検討されている。 ・ISAは、3種類の深海底鉱物資源の探査規則を採択（マンガン団塊：2000年採択、海底熱水鉱床：2010年採択、コバルトリッチクラスト：2012年採択）し、これら規則に基づき、2018年5月時点では、日本の契約者2者（深海資源開発株式会社（DORD）、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC））を含む計29件の探査契約がISAとの間で締結され、契約に基づく各鉱区において探査活動が実施されている。また、2015年7月には、探査契約延長規則が採択され、15年の探査契約の期限が満了した契約者は、同延長規則に基づき継続して探査活動を実施している。 ・探査の次の段階である開発規則に関しては、2015年2月から検討が開始されており、2017年8月の理事会では、事務局から開発規則案に環境規則案を統合した規則案が提出され、その後、同規則案に対するパブリックコメントが実施された。2018年3月の理事会以降、理事会レベルで同開発規則案の審議が行われている。加えて、開発規則案作成のためのワークショップ等が事務局主導で複数開催されている。 ・ISAは「能力構築を通じた海洋の科学的調査における女性の役割の向上」を目標として掲げ、コントラクターによる研修やインターンシップ等が開発途上国出身の女性を対象に実施されている。また、「優れた深海底研究を行った若手研究者（注：35歳以下の途上国出身者が対象）に授与される『ISA事務局賞』の創設を通じた研究成果の普及」が目標として掲げられており、賞創設の必要な手続を経て、2018年7月に最初の授与が行われる予定。 ・2015年7月以降、ISAは、深海底の国際的な制度の実際の運用について全般的かつ系統的な再検討を行っており、2017年2月、最終報告書が発表された。同報告書では同機構の運用に関する19の提案が行われており、2017年の総会で承認された。 ・2018年3月のISA理事会において、アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）との間で、AALCO加盟国の深海底鉱物資源開発への参加の奨励や深海底鉱物資源開発に関するAALCO加盟国の法整備の援助等に係る協力のためのMOU案が事務局から提案され、同案が承認されている。 						
2 組織・財 政マネジメ ント	<ul style="list-style-type: none"> ・外部監査 対象年度：2016年、実施主体：KPMG社、報告・提出月：2017年8月、結果及び対応：特段の指摘事項なし ・内部監査 対象年度：2016年、報告・提出月：2017年8月、結果及び対応：特段の指摘事項なし ・財政状況の報告 報告・提出月：2017年8月（2016年度） ・ISA事務局は、2か年予算の執行にあたり、可能な限り経費節約措置を講じており、ISA財政委員会に報告している。節約措置により生じた不要額については、次期予算の歳入に計上し、その分が加盟国の分担金額と相殺されることにより、加盟国に還元されている。また、2017-2018年予算から事業ごとに予算を組み立てた予算フォーマットが導入され、予算の透明性を高めた。 ・日本は毎年開催される財政委員会、理事会及び総会の機会を通じて、コスト削減や効率化に向けた要改善事項を提示し、次期会計年度の予算案に反映させるための働きかけを行っているほか、ISAの組織・財政マネジメントの改善に取り組んでいる。例えば、加盟国の分担金滞納によって事務局の運営が困難になる状況を避けるために設置された運転資本基金については、従来、加盟国の負担が現行の拠出金の分担率に基づくシェアと一致していなかったことから、日本の委員から同問題の指摘を繰り返し行い、 						

	<p>2016年の次期2017-2020年の4か年の運転資本基金の決定の際には、これまでの慣行を改め、現行の分担率に応じたシェア分を負担する方式を導入させた。この新方式により、各国のシェア分を再計算した結果、2017-2020年の4か年の運転資本基金に係る日本の分担額は、2016年時点での分担率に応じて計算したところ、過去の支払総額を下回ることになり、その差額分が日本に返還されることとなった。</p>																				
<p>3 日本の外交課題遂行における有用性・重要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・天然資源の乏しい日本にとり、深海底鉱物資源の探査及び開発に向けた環境整備は極めて重要。ISAは、国の管轄権の及ばない深海底における鉱物資源の管理を行う唯一の国際機関であり、深海底鉱物資源の探査及び開発を行うためには、ISAから承認を受け、ISAと契約した上で、ISAが採択した規則に基づき活動を実施することが義務づけられているところ、ISAへの拠出は不可欠。 ・2017年度の拠出を通じて、ISAとの契約により、日本の契約者であるDORD及びJOGMECの2者が深海底鉱物資源の将来的な開発に向けた探査活動（資源量調査、生産関連技術の検討等）を円滑に実施した。 ・2018年3月から本格的に実施されている開発規則案の審議において、日本の意向を反映させるべく交渉に臨んでいる。 ・日本はISAの設立時からの理事国であるほか、理事会に勧告を行う法律・技術委員会（LTC）にもISA設立以降、継続して日本政府が働きかけ及び指名した日本人の委員を送り込んでおり、ISAの意思決定に日本の意向を反映する立場を継続的に確保することにより、日本の契約者が円滑な探査活動及び将来の開発活動を実施するための環境整備に取り組んでいる。また、予算案を審議し、理事会に勧告を行う財政委員会においては、分担金拠出額第1位である日本は委員のポストを自動的に与えられている。 ・日本の契約者にとって円滑な探査活動を可能とする各種規則（マンガン団塊：2000年採択、海底熱水鉱床：2010年採択、コバルトリッチクラスト：2012年採択。探査契約延長規則：2015年採択。）が採択されている。それにより、2001年6月、DORDがISAとマンガン団塊の探査契約（鉱区はハワイ南東沖の7.5万km²）を締結した。当初の15年契約は2016年6月に満了したが、その後、理事会での審議を経て、2021年6月まで探査契約が延長された。また、2014年1月、JOGMECがコバルトリッチクラストの探査契約（鉱区は南鳥島の南東沖約600kmの3千km²）を締結した。契約期限は、2029年1月までの15年間。 																				
<p>4 日本人職員・ポストの状況等</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="206 722 490 815">加盟国等の数</th> <th data-bbox="490 722 775 815">全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017年12月末時点)</th> <th data-bbox="775 722 1055 815">うち、 日本人職員数</th> <th data-bbox="1055 722 1339 815">うち、 日本人幹部職員数</th> <th data-bbox="1339 722 1624 815">日本人職員の比率 (2017年12月末時点)</th> <th data-bbox="1624 722 1908 815">日本人職員数 (前年同時期)</th> <th data-bbox="1908 722 2190 815">日本人幹部職員数 (前年同時期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="206 815 490 868">168</td> <td data-bbox="490 815 775 868">19</td> <td data-bbox="775 815 1055 868">1</td> <td data-bbox="1055 815 1339 868">0</td> <td data-bbox="1339 815 1624 868">5.3%</td> <td data-bbox="1624 815 1908 868">0</td> <td data-bbox="1908 815 2190 868">0</td> </tr> </tbody> </table>	加盟国等の数	全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017年12月末時点)	うち、 日本人職員数	うち、 日本人幹部職員数	日本人職員の比率 (2017年12月末時点)	日本人職員数 (前年同時期)	日本人幹部職員数 (前年同時期)	168	19	1	0	5.3%	0	0						
加盟国等の数	全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017年12月末時点)	うち、 日本人職員数	うち、 日本人幹部職員数	日本人職員の比率 (2017年12月末時点)	日本人職員数 (前年同時期)	日本人幹部職員数 (前年同時期)															
168	19	1	0	5.3%	0	0															
<p>その他特記事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・深海底鉱物資源管理の技術的側面や海洋法等の専門的知見を有するとともに、ISA所在地のジャマイカでの勤務を希望する人材の確保は容易ではない。 ・日本は、理事会の下部機関であるLTCに岡本信行氏（JOGMEC職員）を、財政委員会に大沼寛氏（外務省職員）を委員として輩出。両委員とも2016年7月に選出され、任期は2017年1月から2022年末までの5年間。 																					
<p>5 PDCAサイクルの確保等</p>	<p>PLAN</p>	<p>事務局が次年度の事業計画及び予算案を作成する。予算案が財政委員会で審議される。財政委員会による予算案の勧告が理事会（注：日本は理事国）及び総会に対してなされる。理事会での審議を経て、総会で承認される。</p>																			
<p>DO</p>		<p>日本から分担金が支払われ、案件が実施される。</p>																			
<p>CHECK</p>		<p>内部・外部監査機関（KPMG社）による収支報告の監査が実施される。</p>																			
<p>ACT</p>		<p>財政委員会において予算執行状況及び外部監査機関の報告書を評価し、要改善事項があれば財政委員会議長報告として理事会及び総会に問題提起され、改善に向けた議論が行われ、その内容が事業計画等に反映される。</p>																			
<p>・日本からの分担金は、用途が特定されておらず、一般会計に組み入れられるため、日本からの分担金のみを特定することはできない。</p>																					
<p>担当課室名</p>	<p>海洋法室</p>																				